

**公益社団法人全国市有物件災害共済会**  
**平成28年度通常理事会議事録**

1 日 時 平成28年5月16日(月) 13時30分～14時25分

2 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
日本都市センター会館5階 オリオン

次の理事は、Web会議システム(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により、次の場所で参加した。

町田隆敏(札幌市副市長室)

磯田達伸(長岡市副市長室)

玉田敏郎(神戸市副市長室)

加藤昭彦(高松市副市長室)

貞刈厚仁(福岡市副市長応接室)

3 理事総数及び定足数 理事現在数 18名 定足数 10名

4 出席理事 12名

石井周悦、磯田達伸、稲葉信義、浮揚庸夫(常務理事)、小笠原憲一、  
加藤昭彦、貞刈厚仁、高井徹、玉田敏郎、福田紀彦(理事長)、  
町田隆敏、丸口邦雄(五十音順)

(欠席) 浅井文彦、岡田政勝、木村正樹、高田晋、田宮正道、能海広明  
(五十音順)

5 出席監事 監事現在数 1名 監事氏名 遠藤幸子

6 議題

**【決議事項】**

議案第1号 平成27年度事業報告について

議案第2号 平成27年度決算について

議案第3号 支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について

議案第4号 総会において選任される理事候補者の決定について

議案第10号 総会において選任される理事候補者の決定について(追加)

議案第5号 総会において選任される監事候補者の決定について

議案第6号 地区協議会会長の選任について

- 議案第 7 号 情報システム管理規程の制定について
- 議案第 8 号 事務局設置規程等の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 9 号 総会の日時、場所、目的である事項等の決定について

**【報告事項】**

- 報告第 1 号 理事の退任について
- 報告第 2 号 代表理事の職務執行の状況について
- 報告第 3 号 理事長の利益相反取引に係る重要事項の報告について
- 報告第 4 号 平成 27 年度助成対象事業における各団体の実施状況について
- 報告第 5 号 総会において選任される会計監査人候補者の決定について

7 議事の経過の要領及びその結果

(1) 定足数の確認等

福田紀彦理事長（以下「福田理事長」という。）が挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち事務局から定款第 33 条第 1 項に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、事務局に理事会の定足数について確認をさせ、事務局から 12 名の出席があり、定款第 34 条第 1 項に基づく定足数を充足している旨の報告を行った。

なお、Web 会議システムについて、各会場間で音声及び映像が双方向で伝わる環境となっていることを、理事会開始の直前に事務局が確認を行った。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

議長は、議事に入る旨を宣言し、議題について理事会の招集通知を行った平成 28 年 5 月 6 日以降に、理事候補者の追加、及び監事から会計監査人の選任の申出があったため、招集通知に添付した理事会資料に加えて議案第 10 号及び報告第 5 号を追加議題としたい旨の説明を行い、理事の了解を求めた。

これに対し、理事から異議がなかったため、議案第 10 号及び報告第 5 号を議題として追加した。

続いて、議長は議事録について、定款第 36 条第 2 項の規定に基づき、出席した代表理事及び監事が記名押印する旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、浮揚庸夫常務理事（以下「浮揚常務理事」という。）の議案説明後、議長が採決をする形式で行った。

**【決議事項】**

ア 議案第1号「平成27年度事業報告について」

議案第2号「平成27年度決算について」

議案第3号「支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について」

議案第1号、議案第2号及び議案第3号について、次のとおり一括して説明を行った。

議案第1号は、平成27年度末の会員市数が684市であったこと、及び各事業の概要の説明を行った。なお、事業報告の記載内容については、平成27年12月の内閣府立入検査時の内閣府助言に基づいて「事業報告8 総会及び理事会の開催について」の項目を新たに追加した旨、及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第2項第2号の改正により、平成27年度事業報告から、内部統制システムの運用状況を事業報告に記載することが義務付けられたため「事業報告9 内部統制システムの運用状況の概要について」の項目を新たに追加した旨を説明した。また、事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、附属明細書は作成していない旨の説明を行った。

次に、議案第2号は貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書について、資産の状況、正味財産の増減及び会計別の一般正味財産増減を含め説明を行った。

なお、事業報告、貸借対照表等の財務諸表のほか、公益法人認定法に基づく行政庁への定期提出書類の役員等名簿、会員名簿、運営組織及び事業活動の状況の概要等について、これらは情報公開資料となるため議案第1号及び議案第2号の資料とする旨の説明を行った。

また、議案第3号は支払準備資産に関する規程（以下「支払準備資産規程」という。）第2条第1項に定める「リスクの範囲」を、平成25年5月の通常理事会において選任した有資格者からの意見書に基づき177億円と定め、これに伴い平成27年度末の支払準備資産の額は、

このリスクの範囲に、支払準備資産規程で定めている運営指標6を乗じた1,062億円とする旨の説明を行った。

議案説明の後、遠藤幸子監事から、事業報告及び決算については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示している旨、及び理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない旨、並びに会計監査人の監査の方法及び結果についても相当であり、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）、附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録はいずれも正確であると認める旨の監査報告が行われた。

議案第1号について、次のとおり質疑応答が行われた。

稲葉理事「日本都市センター会館事業に係る実績について、平成27年度の経常収益で約2億8千万円の収益があるのに、法人税等が約67万円と少額である理由を教えてください。」  
浮揚常務理事「本件については、平成26年度決算では、収益事業等からの公益目的事業への繰入りを利益額の50%としていたが、平成27年度は利益額の100%を繰入れたことによるもので、会計監査人及び顧問税理士に相談して行った。

内閣府の定期提出書類の手引では、毎事業年度の実施状況や計画に応じ、収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れができるとされている。

平成27年度は、共済基幹システムの開発関係で約2億円の現金支出があり、通常であれば、資産に計上され減価償却費のみが費用となるが、キャッシュフロー上は2億円の多額の支出となったことから、100%の繰入れを行った。

その額は、税法上みなし寄付金となり、法人税等も大幅に減額となった。」

審議の結果、議案第1号、議案第2号及び議案第3号はいずれも、全員が賛成し、原案のとおり可決した。

イ 議案第4号「総会において選任される理事候補者の決定について」

議案第10号「総会において選任される理事候補者の決定について（追加）」

報告第1号（後記）の、「理事の退任について」の報告が行われた後、議案第4号及び議案第10号について、次のとおり一括して説明を行った。

現在の理事は、定款第24条第1項に基づき、次の定時総会の終結の時をもって任期が満了するため、定時総会において次期の理事を選任する必要があり、議案第4号に記載した14名の市長、副市長及び学識経験者並びに議案第10号に記載した4名の副市長の計18名を理事候補者として決定したい旨の説明を行った。

なお、定時総会では定数の上限である21名を理事に選任したいと考えているが、候補者の推薦をいただく市長会等の日程の関係上、3名については候補者が定まらない状況にあるが、今後、定まった後に理事会等運営規程第8条で規定する決議の省略の方法により、理事全員の同意の意思表示を得たうえで、次回定時総会において選任される理事候補者に追加したい旨の説明を行った。

審議の結果、議案第4号及び議案第10号はいずれも、全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ウ 議案第5号「総会において選任される監事候補者の決定について」

議案第5号について、次のとおり説明を行った。

現在の監事は、定款第24条第1項に基づき、次の定時総会の終結の時をもって任期が満了するため、定時総会において次期監事を選任する必要があり、議案に記載した学識経験者2名を監事候補者として決定したい旨の説明を行った。

なお、監事については公益社団法人移行後、定款第19条第1項第2号に規定する監事の定数の下限である1名で運営をしてきたが、監査体制のより一層の充実を図るため、2名に増員したい旨を説明した。

審議の結果、議案第5号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

エ 議案第 6 号「地区協議会会長の選任について」

議案第 6 号について、次のとおり説明を行った。

近畿地区協議会会長であった村上前大阪市副市長が、本年 1 月 15 日付けで退任したため、地区協議会等の設置に関する規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、鍵田剛大阪市副市長を新たに近畿地区協議会会長として選任したい旨の説明を行った。

審議の結果、議案第 6 号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

オ 議案第 7 号「情報システム管理規程の制定について」

議案第 7 号について、次のとおり説明を行った。

改正の趣旨は、本会では情報システム管理規程（以下「管理規程」という。）を設け情報セキュリティを図ってきたが、本年 10 月から共済委託団体と本会の間でデータの送受信を行い、委託申込等の手続を行う共済基幹システムの稼働に当たり、国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえた内容に管理規程を全面改正し、地方公共団体と同水準までセキュリティレベルを引き上げることを目指すものである。

主な改正点は、管理規程においては情報セキュリティに関する基本的な事項について定めることとし、現行の管理規程中の具体的な内容を定めた規定については、別途新たに理事長が制定する「施行細則」、及び総括保護管理者が定める「セキュリティ対策基準」に移管し、セキュリティポリシーの体系を整備する。

また、第 1 章の「総則」では用語の定義及び適用範囲を、第 2 章の「管理体制」では重要事項を審議するための「情報システム運営委員会」の設置等を、第 4 章の「情報セキュリティ」では情報セキュリティ対策の実施や検証などを規定し、全体として本会の情報セキュリティ対策の組織化を図り、セキュリティレベルを高めようとするものである。

施行期日は、平成 28 年 6 月 1 日とする。

以上説明の後に審議を行い、議案第 7 号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

カ 議案第 8 号「事務局設置規程等の一部を改正する規程の制定について」  
議案第 8 号について、次のとおり説明を行った。

改正の趣旨は、本年 10 月からの共済基幹システムの稼働に合わせて、事務局設置規程、職務権限規程及び公印規程の一部を改正するものである。

主な改正点は、事務局設置規程については、相互救済事業の委託契約に関する申込みの承認、及び建物総合損害共済における災害共済金の支出決定の一部を、業務部から地区事務局に移管するため、事務分掌を改正する。

職務権限規程については、契約の承認を業務部長から地区事務局長の専決にするとともに、1 件 100 万円以下の災害共済金の支出決定を地区事務局長専決とするため、規定を改正する。

公印規程については、委託申込みに対する本会承認の電子化に伴い、共済委託団体に交付する承認証に、電子計算機に記録した公印の印影を印刷することができるよう規定の改正を行う。

施行期日は、平成 28 年 10 月 1 日とする。

以上説明の後に審議を行い、議案第 8 号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

キ 議案第 9 号「総会の日時、場所、目的である事項等の決定について」  
議案第 9 号について、次のとおり説明を行った。

定款第 13 条第 1 項及び総会運営基準第 2 条の規定に基づき、次回の定時総会を次の要領にて開催する。

○日時 平成 28 年 6 月 24 日（金） 午後 1 時 30 分から

○場所 日本都市センター会館 5 階 オリオン

○目的である事項

- ・報告第 1 号 平成 27 年度事業報告及び決算について
- ・報告第 2 号 平成 28 年 5 月開催の通常理事会の決議内容について
- ・報告第 3 号 理事の退任について
- ・議案第 1 号 理事の選任について
- ・議案第 2 号 監事の選任について

・その他

また、理事会の招集通知後に監事から会計監査人の選任について申し出があった件について、総会議案第3号として追加をする。なお、会計監査人の候補者の決定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第73条第1項により、監事が決定することと定められていることから、後ほど報告第5号として、遠藤監事から説明を求める。

あわせて、議決権の行使方法について、次のとおり説明を行った。

(ア) 書面による議決権の行使（総会運営基準第2条第3号）

- a 総会の招集通知と合わせて、議決権行使書面を会員へ送付する。
- b 議決権行使書面による議決権の行使は、FAXで提出することとし、提出期限は平成28年6月23日（木）午後5時15分（本会の終業時間）までとする。

(イ) 代理人による議決権の行使（総会運営基準第2条第6号）

- a 総会の招集通知と合わせて、委任状書式を会員へ送付する。
- b 委任状により代理人（受任者）一人に、一切の権限を委任することとする。
- c 委任状は、FAXで提出することとし、提出期限は平成28年6月24日（金）午前11時30分までとする。

審議の結果、議案第9号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

**【報告事項】**

ア 報告第1号「理事の退任について」

平成28年1月21日開催の通常理事会以降に、退任された理事1名についての報告を行った。

イ 報告第2号「代表理事の職務執行の状況について」

平成28年1月1日から平成28年4月30日までの、代表理事3人の職務執行の状況について、別紙様式「代表理事の職務執行報告」に基づき、次の事項等について報告を行った。また、代表理事3人のいずれも、理事会の承認を要しない利益相反行為について、無いことを報告した。



- (ア) 定款に基づく会議（総会及び理事会）の招集
- (イ) 人事関連
- (ウ) 人事・給与に関する次の規程の一部改正
  - 職員の給与に関する規程、職員の休暇に関する規程、職員の初任給、昇給及び昇格等の基準に関する規程
- (エ) 相互救済事業に関する次の細則の一部改正
  - 建物総合損害共済業務規程施行細則及び自動車損害共済業務規程施行細則
- (オ) 理事長に属する権限のうち、地区事務局が主担として行う必要がある共済基金分担金の請求権限等の地区事務局長への委任
- (カ) 建物総合損害共済の不適正な事務処理に係る懲戒処分及び文書訓告
- (キ) 建物総合損害共済及び自動車損害共済における高額（1件1,000万円以上）な災害共済金の支出決定
- (ク) 嘱託職員の報酬、退職等に関する規程の一部改正

ウ 報告第3号「理事長の利益相反取引に係る重要事項の報告について」  
理事会運営等規程第18条に基づき、平成27年1月23日理事会において承認を受けた理事長の利益相反取引に関する重要事項について、理事会等運営規程第20条第2項に基づき報告を行った。

エ 報告第4号「平成27年度助成対象事業における各団体の実施状況について」  
定款第4条第1項第5号に掲げる「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」の一環として実施している助成事業について、助成規程第7条第2項に基づき平成27年度に助成を受けた各団体（5団体）の助成対象事業、交付額及び実施報告書について報告した。

オ 報告第5号「総会において選任される会計監査人候補者の決定について」  
遠藤幸子監事は、現在の会計監査人である清泉監査法人から平成27年度の会計監査をもって、本会の会計監査人を辞退する旨の届出が平成

28年5月9日付けであったため、公認会計士である辺土名厚氏を総会で選任される会計監査人候補者として決定した旨の報告を行った。

以上をもって議案の審議等を終了し、議長が出席者の発言について確認したところ、浮揚常務理事から次の発言があった。

平成28年6月24日総会で理事が選任された後、定款第20条第2項の規定に基づき理事会において代表理事を選定することになるが、この選定議案の審議を行う理事会開催日程の確保が図れなかった場合には、理事全員の書面議決による決議の省略の方法により、代表理事選定を行う予定である。

浮揚常務理事の発言の後、改めて議長が出席者の発言について確認したところ、発言は無かったので、14時25分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成28年5月16日

代表理事 福田紀彦 印

代表理事 浮揚庸夫 印

監事 遠藤幸子 印